

2014年6月24日  
「煙石博さんの無罪を勝ちとる会」

## 煙石博さんは無実です

### 冤罪・・・煙石博さんと弁護団 控訴審広島高裁、初公判後の記者会見

広島弁護士会館・2014年5月27日



煙石博さん　主任弁護人久保豊年弁護士　北村明彦弁護士

### 主任弁護人久保豊年弁護士から 『この事件、裁判の概要』 についての報告

本件で、広島高等裁判所での煙石さんの控訴審を担当しております弁護士の久保でございます。よろしくお願ひします。ちょっと長くなりますので座ってやらしてもらいます。

今日はマスコミの方がおいでになっていますが、それよりも多くの「煙石博さんの無罪を勝ちとる会」のメンバーの皆さんにおこし戴いたのに、傍聴券交付ということで・・・（傍聴席の）席数が限られていて、入れなかつた方もいらっしゃったと思います。申し訳ございません。

次回も是非、応援して戴きたいと思います。皆さんがこうしてここに座っていただくと、私たち弁護人も非常に力になります。それから裁判官に対しても、すごくいい影響を与えてくれていると思います。そういう意味では、次回是非、傍聴戴きたいと思っています。

本日、（法廷に）入れなかつた方もいらっしゃると思いますので、この事件の概要をかいつまんでお話しします。

ちょっと、想像して欲しいですが、煙石さんは、大河（広島市）の昔からの住人で、しかもRCCのアナウンサーを永年されていた有名人ですよね。地元では、歩いていれば、煙石さん・・・と、すぐ声がかかる人の一人です。だと思います。その煙石さんがいつも行っている・・、銀行員も顔見知りだし・・、来るお客様も沢山知り合いがいて、本件の当日も実は、二人の方に話しかけられて話をしているんです。いわゆる地元の銀行で、下駄を履いて行っているところなのです。そこに（広銀大河支店）行きました。何しに行きましたかというと、500万円という大金を預金から下ろして他の口座に移すということでした・・・用事は、500万円下ろしているんですね。実際下ろしているんです。その時に起きた事件なのです。ですから、500万下ろす人が、66,600円盗りますか？という根本的な疑問としてあります。そんなに地元の下駄履きで行ける銀行に行ってですよ・・・そこで犯行を犯しますか？

普通、銀行内というのは、防犯カメラだらけですよ。誰でも知っていますよね。その中で封筒からですよね、封筒には66,600円 6万円、1万円札が6枚と、千円札が6枚と、硬貨が600円入っているんですよ。それと振込用紙2枚入っているんです。その中から、66,600円だけを器用に抜き取って、で、また封筒を、その封筒を元の場所に戻しました・・・と。これが、警察・検察が描いているストーリーなのです。よく考えてみて戴きたいですが、仮に盗るんであれば、封筒は、なぜ戻す必要があるんでしょう？ 戻しませんよね・・・。そんなリスクがあることはしませんよね。これはおかしいなと、思わなくてはいけませんよね。この事件は・・・。

先ず、動機がおかしい。500万下ろす人が66,600円を盗りますか？ 煙石さんみたいな有名人が地元のいつも行っている銀行に行って、顔見知りがいっぱい、いる中で、66,600円を（抜き取るという）芸当をやってまで犯行をしますか？ それから、防犯カメラの存在を当然知っているにもかかわらず、上手く、その死角を探しながら、抜くということが出来ますか？ そこまで、リスクを冒してやることですか？ こういうことなのです。出発点は。

しかし、警察・検察はこれを起訴してしまいました。何が決め手だったのか・・・。これは、原審判決にも、如実に表れています。先ほど法廷でも申し上げましたが、66,600円が入っていたとする封筒が、置かれていた場所というのが銀行内の記帳台。振込する時に書き込みしますよね。その記帳台。円い記帳台があります。そこに置かれていました。ということなのです。

防犯カメラの映像はいろんなところから撮られていますが、防犯カメラの映像をずっとみていると まず被害者の（A）さんが封筒とほかの物と一緒にここに置いて、そして封筒を忘れている。そういう情景が映されているんですね。次に現れたのが煙石さんです。この記帳台に。 煙石さんは、下駄履きの銀行ですから、顔見知りの行員がいてですね、その人に声をかけて、下ろしといて・・・と、言って済むんですが、当日は、その顔見知りの行員の方が接客中だったものですから、自分で振込用紙に記入すると・・・そのために記帳台に行っているんですね。

そこに封筒があった・・・とされているんですね。

（A）さんが封筒を忘れ、次に記帳台に近づいたのは煙石さんです。そして煙石さんが離れますね、次に近づいたのは広銀大河支店の（B）さんですね。この方は案内係で、銀行内をうろうろされている方です。その封筒を発見しました。その封筒をカウンターの女子行員に渡しています。忘れ物ですと。女子行員の方はそれを受取ってすぐ引出しに入っています。ですから、この封筒に接触出来る可能性があった人は、（A）さん、煙石さん、銀行員の（B）さん、それから受け取った女子行員の方、以上4名だけなのです。（A）さんが無くなつたと騒ぎ出したのだから（A）さんが盗るわけがない。次に（B）さん、（B）さんは発見してすぐに封筒を渡している防犯カメラの映像があるので、盗るわけはないでしょう。女子行員の方もすぐ引出しに入れています。これも映像に映っています。

消去法をしていいって煙石さんが犯人だと。こうなっているんですね。原審の判決はそうなっています。一審の地方裁判所の判決もどうやらそういう精神構造ですね。この消去法によって犯人を特定するのは、非常に怖いでですね。なぜかというと、煙石さんが盗ったという証拠を積極的に認定するわけではない。盗れる可能性があつた人、この人は違うだろう、この人は違うだろう、と特定するということは極めて冤罪が多く発生する手法ですね。これを一審判決がやっていることが非常に杜撰だと思います。先ほど、煙石さんが裁判所に対して、怒りを覚えていると言われたのはその通りです。私もそう思います。非常に杜撰だと思います。

それで、煙石さんは本当に封筒に接触したのだろうか？ というところが争点です。もし接触していないとなれば、それは抜き取る可能性がなくなるのですから・・・。接触したんだろうか・・・と疑問を持ちました。しかし、映像は極めて不鮮明です。皆さんに見せられれば、いいんですけども、証拠品なので見せられません。一昔前の防犯カメラの映像なので、極めて雑な映像です。誰なのか、顔も判明出来ない・・・雑です。ギザギザしている映像です。これを生で見ただけでは判らない。この映像を生で見ただけで判断したのが一審の裁判官です。弁護人はきちんとこの映像をクリア化すべきだ。解析すべきだ。ということを言ったんですが、一審の裁判官は相手にしませんでした。なんと検察官は「解析は不能だ。と、科学捜査研究所に問合せしたところ、（カメラ映像の）解析は不能だ。と、回答があった」と言って、嘘を言って妨害しているんです。そこで、一審判決が

有罪になったので、弁護側で民間の鑑定研究所に、鑑定を専門にしている会社に、この映像解析を依頼しました。その鑑定書を作成しました。

**鑑定結果は、なんと『煙石さんはその封筒が置かれた位置に、一切 手は触れていない』ことが判明しました。**

(A)さんがそこに忘れたという位置が。どういう位置かを映像上解析したのです。座標軸できちんと。この位置だと、特定したのです。それから(B)さんが拾っていますから、その時の封筒の位置をきちんと座標軸に、これは一致しているのです。完全に一致しているんです。このことは、(A)さんが置いてから、(B)さんが触れるまで、封筒の位置は変わってないということなのです。こんなことは可能でしょうか？ その位置に戻すということが・・。可能性はありますけれど、ほぼ、不可能でしょう。

煙石さんが（二度目に）記帳台に手をついた位置は、右手をついた位置です。これも特定しました座標軸で。これは封筒の位置とは違う位置です。つまり接触していないんです。封筒に接触していない人が中の現金を抜き取ることが出来るのでしょうか？ 出来たら・・・手品師ですよね。それから、封筒に煙石さんの指紋はありません。それはそうですよ。接触していないんだから。だから、映像っては、怖い・・・ですよね。実際にそのように見えるんですよね。何故かというと、解析しないと判らないです。つまり、警察とか検察・・・それから一審の裁判所が基礎にしていた映像のデータというものが、全く根拠がないということが判明しました。

そこで、本日の控訴審第1回の公判において、この映像解析の鑑定書を証拠で請求しました。これに対して検察官の意見は、これは第一審の裁判の時に、解析しようとおもえば出来たのだから、「やむを得ない事由がない」つまり、一審で出したものは二審で出せないというというルールがあります。法律がありますので、それを言ってきました。僕たちは、ふざけるな・・・と。一審でも請求してるじゃないかと。それに対して、解析は不能だと嘘をついた検察官がいるんじゃないかと。そして、必要ないとはねた裁判所がいましたね・・と。出せなかつたじゃないかと。出そうとおもっても・・・と言いました。

高等裁判所はこの証拠を採用する方向で考えてくれました。というのは次回が7月8日の3時から4時半まで1時間半 公判を取ってあります。これは何をするかというと、我々が出した鑑定書の鑑定人を尋問します。証人として呼んで、尋問します。

何を聞くのか・・・？ 鑑定はどういう手法で行いましたか？ つまり映像のクリア化はどうやってやるんですかと。そして、煙石さんが記帳台に右手をついた位置、それから(A)さんが（記帳台に）封筒を置きわすれた位置。それから、(B)さんがその封筒を拾った時の封筒の位置、(B)さんが手を伸ばしたその位置。この違いをどうやって解析したんですか。という手法を聞くことになります。で・・・、鑑定は信用できるということを証明したいです・・・我々は。

それに対して、検察官は反対尋問がありまして・・信用できないとか、これだけでは証明できないとか、反対尋問で言ってくると思います。

最終的にそれを見て裁判所は、一応この鑑定書はきちんと真正に作られていると考えれば、鑑定書を採用すると。次回、鑑定書は採用される見込みです。

これは決定的な証拠ですから、防犯カメラの映像の中に煙石さんが封筒を持っているとか。触っている場面、もちろん封筒から現金を抜き盗る場面、一切、撮影されていません。だから、僕はね・・・逮捕された時のニュースで見たんですけど。銀行内だから・・全部映像が残っているんじゃないかなと思いました。（その時は煙石さんを知らなかったんですから）一般人としては、銀行内だから、もう言い逃れは無理だな・・・と思った記憶があります。その位の常識はあるんでしょう・・・みんな・・。無いですよ、一切、そういう映像は・・・・。あとは、だから、推測しているだけなのです。映像が重要だったのは、記帳台に近づいた人間が何人いて、その

中で盗った可能性がある人は誰なのか。 だけなのです。 非常に安易なのですね。冤罪の論法です。 例えば、殺人事件で・・・ある人に、近づいた人が5人いました。その中で動機を持っている人はこの人です。 この人が殺したんだろう・・・と。あぶないでしょう・・・? 前日に口論しているから、この人が動機を持ってい る・・・と。じゃ・・・この人だと。こんなことやったら、冤罪だらけです。 次回公判はそういう展開です。

もう一つは、公務所照会と言って、裁判所から、広銀大河支店に対して照会書を出して戴けると。これを請求しました。防犯カメラ映像は、あれが全てだったのか? もっとあるんじゃないのか? ATMの正面映像というものがあるんだとおもうんですが。それが無いですね。提供されている映像の中には。それがあるのかどうか。 照会を出すのかどうかと。それが採用されました。これは、多分、次回までに広銀の方から回答があると思います。

人は突然、逮捕される。逮捕されれば報道される。これは報道機関が悪いわけじゃないんですよ。人を拘束する。適法に拘束するということについてはきちんと報道する。みなさんには監視できませんから・・・ それはいいことです。でも、人は突然逮捕されます。逮捕されたんだから、やったんだろう。と、思うでしょう。実は逮捕状というものは簡単にとれるものです。ある日、突然逮捕されます。知らないうちに釈放されています。こんなことは日常茶飯事です。だから、煙石さんの身に起きたことは、決してみんなの身に起きないとは限りません。今回の裁判ではきちんとチェックしましょう。警察、検察をチェック出来るのは皆さんですよ。皆さんしかいません。皆さんのが目を瞑った瞬間に暴走します。いろんな暴走事件がありますよね・・今。あれは皆さんチェックを怠っているからですよね。と思います。すみません。ちょっと生意気なことを申しまして、ということで、私の分の報告を終らして戴きます。

(注) この主任弁護人久保豊年弁護士からの 『この事件、裁判の概要』 についての報告は、そのまま、再録しました。 (A)さんは被害者、(B)さんは銀行員の方です。  
( ) のところは、判りやすくするため、編集部で、加筆しました。

### 「煙石博さんの無罪を勝ちとる会」事務局から

煙石博・弁護側は今日の法廷で、煙石博さんが「封筒に手を触れていないことは明らか」と。この鑑定書を証拠請求しました。  
これを受けて、裁判長は次回7月8日(火)15:00から、この鑑定書を作成した鑑定人を証人として呼び、 証人尋問することになりました。  
傍聴に参加し、煙石博さんを支援、励ましましょう！！！

### 高裁での第2回公判

日時 7月8日(火) 午後3:00~4:30  
場所 広島高等裁判所3階 300号法廷 (予定)

※第1回公判の時と同じようにマスコミ関係者が増えると、法廷に入れない方が出るかもしれません、その時にはお許しいただきたいと思います。  
傍聴をよろしくお願ひします。

### 記者会見

なお、第2回公判に引き続き 午後4:45から裁判所北側の弁護士会館5階で記者会見を行います。  
裁判の傍聴が出来なかつた方のために、記者会見場に参加できるように、広い会場を用意しています。  
こちらにもご参加下さり、応援していただければ幸いです。